

案件番号：120120001

令和2年度

関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務

特記仕様書

令和元年12月

国土交通省 関東地方整備局

## 1. 業務概要

本業務は、公共工事の品質確保を目的として関東地方整備局管内の港湾及び空港整備事業に関する総合評価落札方式による工事発注において、競争参加資格確認申請書等の分析・整理、総合評価項目の分析・整理等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

## 2. 履行期間

契約締結日から令和3年3月25日までとする。

## 3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務				
競争参加資格確認申請書等の分析・整理	競争参加資格の確認・整理	式	1	別紙のとおり
総合評価項目の分析・整理	企業評価項目の確認・整理 技術者評価項目の確認・整理	式	1	別紙のとおり
		式	1	別紙のとおり
データベースの作成・更新	技術提案データベースの作成・更新 工事実績データベースの作成・更新	式	1	別紙のとおり
		式	1	別紙のとおり
照査		式	1	
打合せ		回	20	
協議・報告		回	2	事前協議、最終報告
成果品		式	1	

## 4. 業務仕様

### 4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年1月改訂）の定めによるものとし、それにより難しい場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月改訂）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

### 4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況等を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- (2) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

### 4-3 業務の内容

#### 4-3-1 競争参加資格の確認・整理

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-2-2 2) (2)の内容とする。なお、具体的に以下の内容について確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表として整理するものとする。

- ・企業の同種工事の施工実績の確認・整理
- ・配置予定技術者の資格等の確認・整理
- ・競争参加資格要件
- ・上記に付帯する項目

4-3-2 総合評価項目の分析・整理

実施内容は、「港湾等発注者支援業務通仕様書」2-2-2 3)の内容とする。なお、具体的には以下の内容について分析し、取りまとめるものとする。

①企業評価項目の確認・整理

- ・企業における施工実績（技術提案・工事成績・表彰等）の確認・整理
- ・企業の地域性、社会性及び信頼性に関する資料の確認・整理
- ・上記に付帯する項目の確認・整理

ただし、総合評価落札方式（技術提案評価S型WTO）については実施しない。

②技術者評価項目の確認・整理

- ・配置予定技術者の能力（工事成績・表彰等）の確認・整理
- ・上記に付帯する項目の確認・整理

ただし、総合評価落札方式（技術提案評価S型WTO）については実施しない。

4-3-3 データベースの作成・更新

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-2-2 4)の内容とする。

4-3-4 打合せ

打合せは、対象工事毎又は複数工事毎に行うものとし、対象工事の目的、内容を把握し、作業手順等について調査職員と管理技術者が打合せを行い、回数は、計20回を想定している。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

4-3-5 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

4-3-6 照査

実施内容は、港湾等発注者支援業務共通仕様書2-2-2 6)のとおり照査を行うものとする。

4-4 対象工事

本業務の対象工事は、以下のとおりとするが、対象工事数毎の作業内容は、別紙一覧表によるものとする。

なお、対象工事の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

地整名	令和2年度工事数	合計
関東地方整備局	22工事	22工事

4-5 実施体制

- (1) 管理技術者の資格は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）I種

- (2) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者の配置は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-6に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。また、担当技術者は、競争参加資格確認申請書に記載した業務実績と同等以上の実績を有する技術者でなければならない。

区 分	資 格 等
担当技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）I種又はII種

- (3) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解したうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

#### 4-6 成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品

CD-R又はDVD-R 2枚

#### 5. 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
  - ① 対象工事の発注用設計図書（特記仕様書（案）、図面）
  - ② 競争参加資格確認申請書
  - ③ その他必要と認められる資料等

#### 6. その他

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、受注者は機密性の高い事務室等を確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- (3) 低入札価格調査制度による調査  
調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。
- (4) 技術提案
  - 1) 技術提案履行計画書  
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
  - 2) 技術提案履行計画書の変更  
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
  - 3) 技術提案書不履行の場合の措置  
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
  - 4) その他  
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (5) 配置技術者の確認について  
受注者は、港湾設計・測量・調査等業務1-9 提出書類又は空港土木設計・測量・地質調査・点検業務共通仕様書第35 節業務実績データの作成・登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
  - ① 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。
  - ② 受注者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について調査職員から確認を受ける。
  - ③ 「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。
  - 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
  - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
    - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
    - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
  - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。
- (6) 本業務は、発注者が実施する「港湾工事施工実態調査」の対象業務であるため、記入要領に基づき調査票に必要事項を正確に記入し、調査職員に提出するものとする。

調査対象業務 : 港湾等発注者支援業務

- (7) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定しているため計上していない。  
なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。

以 上